＜障害者福祉施策の変遷＞

家族による在宅介護を中心にした制度。措置による施設入所、通所更生施設、通所授産施設。法定外小規模福祉作業所等の日中活動の場。各障害種別バラバラの制度。緊急一時保護（現：短期入所事業）等のサービスはあったが、在宅介護を補完する意味合いが強かった。

「ノーマライゼイション理念の浸透」＝障害者が地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え方。施設入所から地域へ。地域で生活するためのサービスの充実へ。

居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所、日中活動、就労系サービス、グループホーム、地域活動支援センター、移動支援、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具、児童発達支援、児童デイサービス、保育所等訪問支援、サービス利用計画等の在宅サービスの充実と事業所の増加。

障害者基本法
（心身障害者対策基本法として S45 年制定）

身体障害者福祉法
（S24 年制定）

知的障害者福祉法
（精神薄弱者福祉法として S35 年制定）

精神保健福祉法
（精神衛生法として S25 年制定）

〔S53〕 流山市福祉手当

〔S56〕 国際障害者年　「完全参加と平等」

〔S61〕 国民年金法の改正により「障害基礎年金制度創設」

〔H5〕 心身障害者対策基本法から障害者基本法へ

〔S62〕 精神衛生法から精神保健法へ

〔H7〕 精神保健法から精神保健福祉法へ

〔H10〕 精神薄弱者福祉法から知的障害者福祉法へ

対象者に精神障害者を加える

〔H13〕 流山市福祉手当条例改正

H12 介護保険サービスのスタートにより「千葉県ねたきり老人福祉手当」が完全に廃止。

県の「在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業補助金要綱」改正により、介護サービス利用者は支給対象外となった。市においてはサービス利用者に対し 1/2 減額の実施とした。

措置から契約へ。利用者がサービスを選択できる仕組み

〔H15〕 支援費制度の施行

3 障害共通の制度

地域生活を支援。そのためのサービスの充実を目指す

〔H18〕 障害者自立支援法施行

共生社会の実現

障害者基本法の一部改正

〔H23〕

地域社会における共生の実現

〔H25〕 障害者総合支援法施行

難病者を対象に追加